

中間見直しにあたって

(1) 中間見直しの背景と必要性

当初の尾張旭市緑の基本計画は平成 23 年 3 月に策定し、目標年度を平成 37 年（令和 7 年）度としています。ただし、計画の進捗度を確認するために、5 年後（平成 27 年度）、10 年後（平成 32 年度、令和 2 年度）を中間年次としています。

国においては、人口減少と高齢化社会の進行、地球温暖化やヒートアイランド現象などの環境問題、地震や集中豪雨などの災害、生物多様性の問題などの社会的課題が見られる中、平成 28 年度に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」において新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方についてとりまとめました。

また、平成 29 年度には都市における緑地の保全及び緑化並びに都市公園の適切な管理を一層推進するとともに、都市内の農地の計画的な保全を図ることにより、良好な都市環境の形成に資するために都市緑地法等の一部改正が行われました。

愛知県においては、新たな制度への対応、自然災害や人口減少と少子高齢化への対応、生物多様性の保全などへ対応するために、「愛知県広域緑地計画」が改定されました。

本市においては、市の現状課題等に対応するために「尾張旭市第五次総合計画」や「尾張旭市都市計画マスタープラン」、「尾張旭市環境基本計画」、「尾張旭市健康都市プログラム」の改定や部分見直しが行われました。

また、本市は全国植樹祭の開催地ということもあり、市民の緑化意識が醸成されつつあると考えます。これら上位の計画や関連計画と緑の基本計画は連携することが必要であり、これまで行ってきた緑の基本計画の取り組み結果を精査し、課題を洗い出し、今後、施策をどのように実行していくのかを見つめ直すことが必要です。

これらの社会情勢の変化への対応や、上位関連計画との連携、これからの取り組みを検討するために、緑の基本計画を中間見直しすることが必要です。

(2) 見直しの目的

計画期間の中間年次は平成 32 年（令和 2 年）度ですが、社会的課題など様々な背景に適切に対応していくためには、これまでの施策の進捗状況を踏まえた形で当初計画の内容を見直す必要があるとともに、「ともに守り ともに育てる 緑あふれる公園都市」の実現に向けた取り組みを、さらに推進させていく必要があります。

このため、尾張旭市緑の基本計画庁内検討会等において審議を重ね、「尾張旭市緑の基本計画【中間見直し版】（以下、「中間見直し版」という。）」を策定しました。

(3) 見直しの基本的な考え方

当初計画における施策内容については、概ね実施してきており、今後も引き続き実施していく必要があることから、計画の骨格である「緑の将来像」や「基本方針と施策体系」、「緑のまちづくりの施策」の部分については、基本的に継承しつつ、計画全体の進捗状況や目標の達成状況、計画策定後の社会情勢の変化や上位関連計画の改定等を踏まえ、部分的な見直しを行いました。

表：当初計画における目標内容の中間年次の状況

当初計画における目標内容		当初計画	中間年次 (中間見直し時 の測定値)	目標値への 達成可能性	目標 (当初計画時 の目標値)
一人当たりの 都市公園面積	市街化区域内	5.3 m ² /人	5.5 m ² /人	可能性大	5.6 m ² /人
	都市計画区域内	9.1 m ² /人	9.5 m ² /人	中間年次で目標達成済で、目標数値の見直しが必要	9.4 m ² /人
市民が「緑・水に親しめる場所がある」と思う割合		85%	85%	可能性大	85%以上
自ら緑を育成している市民の割合		53%	49%	工夫が必要	65%
尾張旭駅周辺の緑被率の向上		12%	11%	工夫が必要	15%
「矢田川散歩道」「山辺の散歩道」を利用したことがある市民の割合		19%	39%	可能性大	40%

(4) 見直し後の方向性（今後の対応策）

当初計画の目標内容から、一人当たりの都市公園面積の目標は達成しそうですが、自ら緑を育成している市民の割合は当初計画から4%減少しており、目標達成するためには、緑の重要性や、緑に関する情報発信などのPRが不足していると考えられることから、ソフト面の充実が重要であると考えます。

また、「尾張旭駅周辺の緑被率向上」については、主に民有地の緑被地が、住宅建設や駐車場整備などにより減少しているため、民有地への緑化PRとともに、公共施設側で積極的に緑化を推進していく必要があります。

これらのことから、今後は市民との協働、民有地の緑化促進、緑のまちづくりに関わる情報発信や機会づくり、公共施設の緑化による市民への緑のまちづくりの大切さの周知を進めることが必要です。

(5) 見直し後の計画期間

令和2年度から令和7年度までの6年間としています。

(6) 見直し後の計画の構成

中間見直しにあたっての背景や目的を示した後に、当初計画の構成を継承し、「おわりに」の前に、今回の見直しで新たに「第6章 市民協働によるまちづくり（きっかけ）」を追加し、そして巻末に「資料編」で構成しています。

なお、上記以外の部分については、当初計画の内容を引き続き適用しています。

(7) 表記

今回の見直しに当たっては、平成22年度作成の計画は当初計画と表記します。

また、平成31年5月から新元号である令和に変わったため、中間見直し及び目標の年次は令和に改めます。